石川県地域福祉支援計画2024(案)に対するパブリックコメントの結果について

- 1 募集期間 令和6年8月30日(金)~令和6年9月29日(日)
- 2 寄せられた意見 12件

番号 意見内容(概要) 左記に対する考え方

全体

(全体)

 本計画が広く県民・関係団体等に活用されるよう、 引用・参照しやすくするために、計画中の図・表そ れぞれ(全体で、あるいは章ごとに)通し番号を付 けてください(全体での通し番号の例:「図1 ○ ○○○」、章ごとのでの通し番号の例:または「図 1-1 ○○○○」(第1章の1つ目の図))。

ご提案の内容を踏まえて、図・表に、全体での通し番号を記載いたします。

第2章 地域福祉を取り巻く状況

(10ページ)

2 下記のように<u>「きょうだい児」も補足してください。</u>

「また、孤独・孤立化においては、8050問題、 ひきこもり、ヤングケアラー<u>【、きょうだい児】</u>な どの課題も生じています。」 孤独・孤立化においては、多岐にわたる課題が生じていることは認識しておりますが、本計画では主な課題として「8050問題、ひきこもり、ヤングケアラーなど」と記載しております。

第3章 計画の基本的な考え方

(14ページ)

- 3 図「地域の支え合いのイメージ」について
 - (1) 「ボランティア・NPO」について 「小中学校校区の範囲内」にあるのを、「社会福祉 法人」と同様に、<u>「小中学校校区の範囲内外」にま</u> たがる位置に移動させてください。
 - (2) 文字のフォントについて この図では多くの文字のフォントが小さくて、読む のがつらいあるいは判読が困難です。スペースの制 約はありますが、フォントをもう少し大きくする、 読みやすいフォントに置き換える、など工夫してい ただけないでしょうか。
- (1) 「ボランティア・NPO」について ご提案の内容を踏まえて、「町会・町内会の範 囲」から「小中学校校区の範囲外」までまたがる位
- (2) 文字のフォントについて

置に修正いたします。

ご提案の内容を踏まえて、文字サイズ大きくし、 より読みやすいフォントに修正いたします。 番号 意見内容 (概要) 左記に対する考え方 第4章 計画の施策体系 (18ページ) 次の文に「、」がなく、かかりかたについて、何 ご提案の内容を踏まえて、以下のとおり修正いた 度も読み返さないと理解が困難です。 します。 ・「連携して」が「取り組む」にかかるのか、「支 援します! にかるのか? 「● 社会福祉法人など多様な主体が連携して取り組 ・「取り組む」が「生活課題」にかかるのか、「活 む、生活課題の解決や支援を要する者の孤立防止な 動」にかるのか? どの活動を支援します。1 「● 社会福祉法人など多様な主体が連携して取り組む 生活課題の解決や支援を要する者の孤立防止などの 活動を支援します。」 適切な箇所(たとえば「取り組む」のあと)に 「、」を挿入するか、わかりやすく言い換えてくだ さい。 (31ページ) 「①ニーズに対応した公的支援の充実を図りま 「社会的養育」については、分野別計画である「い 5 しかわエンゼルプラン」の中で、社会的な支援の必 す。」 要性が高い子どもや家庭に対するきめ細かな支援の - 「〇子育て分野」 案において、社会的養育(社会的養護)に関する 充実として記載しています。 事項が欠落しています。児童養護施設等で養育され なお、ご提案の内容については、今後の施策を検 ている子どもや成人してそこを退所した子ども、養 討するうえでの参考にさせていただきます。 育している里親、等が地域から孤立することがない

よう、

・こども家庭庁支援局家庭福祉課「社会的養育の推

・石川県健康福祉部少子化対策監室「石川県社会的

等のガイドラインをふまえ、この計画に社会的養育

進に向けて」(令和6年9月)

養育推進の手引き」(令和2年3月)

をしっかり明確に位置付けて下さい。

番号	意見内容(概要)	左記に対する考え方
6	(33ページ) ○住宅確保要配慮者への対応 居住支援制度は、住宅確保要配慮者の入居に向けた相談や情報提供だけではなく、入居後の見守りなどの生活支援、身寄りがない方の死後事務代行・遺品整理なども支援しています。またこの制度では、要配慮者は高齢者・障がい者・生活困窮者・被災者など幅広い対象者を支援としています。 厚生労働省・国土交通省の居住支援についての全体像として、福祉・住宅部局間での情報共有・連携強化を図り、居住に係るハード・ソフトの両施策を一体的に実施するなどにより、困難を抱える者へ必要な支援が届くよう取り組んでいく。と記載されています。 実際に支援を行う居住支援登録団体がありますが、石川県居住支援協議会との連携がされておらず、支援をする団体でありながら支援もできず孤立した団体となっています。住宅提供や入居後の見守りなど居住支援登録団体との連携をすることで官民一体となり、取りこぼしがない支援が広がるのではないでしようか。	居住支援登録団体と石川県居住支援協議会との連携は重要であると考えているため、いただきましたご意見については、今後の施策を検討するうえでの参考にさせていただきます。
7	(34ページ) 「・食品ロスの削減のみならず、地域における支え合い活動の充実にもつながるフードバンクやフードドライブの普及に努めます。」という表現では、食品ロスの削減の方が、地域における支え合い活動(の充実)よりも重要であるかのように誤解されかねません。順序を入れ替えるなど、適切な表現に修正ください。	ご提案の内容を踏まえて、以下のとおり修正いたします。 「・地域における支え合い活動の充実や食品ロスの削減にもつながるフードバンクやフードドライブの普及に努めます。」
8	(35ページ) 次の【 】内を補足してください。 「• パラスポーツに親しむ人の増加を図るため、パラスポーツ教室の開催などを通じて普及を図るとともに、障害のある人向けの <u>【、あるいは障害の有無にかかわらず共に楽しめる、】</u> レクリエーションやスポーツを指導する人材を養成します。」	ご指摘の箇所は、パラスポーツ指導者の養成について記載しておりますので、より適切な表現となるよう、国のスポーツ基本計画を引用し、以下のとおり修正いたします。 「・パラスポーツに親しむ人の増加を図るため、障害のある人とない人が一緒に楽しめるパラスポーツ教室の開催などを通じて普及を図るとともに、パラスポーツを指導する人材を養成します。」

番号 意見内容 (概要) 左記に対する考え方 (36ページ) 「3)安全・安心な生活環境の整備| 災害や犯罪などの事態に自分の力での的確な対応 次の【 】内を補足してください。 が困難な方については、「妊産婦」や「外国出身 「安心して地域で暮らしていくためには、災害や犯 者」も含まれることは認識しておりますが、本計画 罪などの危険から自分の身を守ることができる生活 では主な対象者として「高齢者、障害のある人、子 環境が大前提であり、特に、高齢者、障害のある どもなど」と記載しております。 人、【妊産婦、】子ども【、外国出身者】など、自 また、災害時要配慮者についても、上記と同様の 分の力では、そうした事態に的確に対応することが 考えにより、「高齢者、障害のある人、乳幼児等」 困難な方については、

一層の配慮が必要です。

し と記載しております。 「①地域防災力の強化に取り組みます。 ご指摘の箇所は、女性防災士の育成に取り組むこ • 自主防災組織の担い手を確保するため、地域の住民 とを記載しているため、ここに性的マイノリティを や企業、団体などと連携して、自主防災活動におい 追記することは適当ではないと考えます。 てリーダーシップを発揮し共助の要となる防災士の なお、性的マイノリティに配慮した避難所運営に 育成に取り組みます。また、災害発生時に、避難所 ついては、県の地域防災計画や創造的復興プランの において女性【や性的マイノリティ】の視点を踏ま 中に記載しております。 えたきめ細やかな対応ができるよう、市町や関係団 体と連携して、女性防災士の育成に取り組み、地域 防災力の充実強化を図ります。 • 災害時要配慮者(高齢者、障害のある人、【妊産 ご提案の内容については、能登半島地震における 婦、】乳幼児【、外国出身者】等)の避難支援対策 対応の検証等を通じて整理することとしており、今 として、市町で取り組む対象者名簿の作成及び要配 後の施策を検討するうえでの参考にさせていただき 慮者一人ひとりの避難支援者や避難所などを定めた ます。 個別計画の作成【や、福祉避難所が被災した場合に も備える対処計画策定、地域防災計画・避難所運営 マニュアルの改善充実】を支援します。」 (37-39ページ) 10 次の【 】内を補足してください。 ご提案の内容を踏まえて、「や障害者等」を追記 「②交通安全対策と犯罪被害等の防止を推進しま します。 す。し 「● 高齢者【や障害者】が「特殊詐欺」などの犯罪被 害に遭わないよう、興味が持て、かつ分かりやすい 防犯寸劇を活用した防犯教室の開催等の普及啓発を 行います。」 「● 高齢者【や障害者】の消費者被害の未然防止、早 期発見、早期対応を図るため、住民により身近な市 町において民生委員や地域包括支援センター、ホー ムヘルパー、老人クラブなど地域の関係機関と連携 し、地域ぐるみの見守りネットワークづくりの支援 に努めます。」

番号	意見内容(概要)	左記に対する考え方
11	(39ページ) 次の【】内を補足してください。 「③バリアフリー社会を推進します。」 「•公益的施設【や道路】のバリアフリー化の推進や 【、異性介助等にも対応したオールジェンダー(男 女共用)バリアフリートイレの普及、】住宅のバリ アフリー化に関する専門的な相談体制の整備等により、生活環境のバリアフリー化を進めます。」 「•マタニティマークの普及啓発や建物内の授乳室 【、おむつ交換のできるトイレ】の設置推進など、 子育てにやさしい環境づくりを推進します。」	「石川県バリアフリー社会の推進に関する条例」において、「公益的施設」の定義として「道路」が含まれておりますので、本計画でも「公益的施設」とだけ記載しております。 なお、「オールジェンダーバリアフリートイレ」については、今後の施策を検討するうえでの参考にさせていただきます。 ご提案の内容を踏まえて、以下のとおり修正いたします。
		「● マタニティマークの普及啓発や、建物内で授乳やおむつ替えができる場所の設置推進など、子育てにやさしい環境づくりを推進します。」
12	(43ページ) <1> 次の【】内を補足してください。 また、【子どもや】判断能力が十分でない人は、自分で判断したり、意思を相手に正確に伝えることが 困難なため、適切な福祉サービスの利用が困難で あったり、権利の侵害を受けやすい状況にあります。	<1>本項目において、「判断能力が十分でない人」に ついては「子ども」も含まれております。
	〈2〉 ①福祉サービスに関する苦情解決の仕組みを整備します。 ②利用者本人の意思決定を支援する仕組みを普及します。 案では成人のみを念頭にした仕組みが説明され、 (子どもの)社会的養育に関する事項が書かれていません。 ・こども家庭庁支援局家庭福祉課「社会的養育の推進に向けて」(令和6年9月)・石川県健康福祉部少子化対策監室「石川県社会的養育推進の手引き」(令和2年3月)等のガイドラインをふまえ、児童養護施設や里親のちとで養育されている子どもや、ヤングケアラーに対する、それら2項目に関する仕組みを追記して下さい。	〈2〉 「社会的養育」については、分野別計画である「いしかわエンゼルプラン」の中で、社会的な支援の必要性が高い子どもや家庭に対するきめ細かな支援の充実として記載しています。